

所得税顧問

国税庁「確定申告 書き方の手引き」訂正に伴う修正版プログラム(Ver.H26.11)の発行のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、国税庁 HP に掲載されている「所得税平成 26 年分確定申告に関する手引き」のうち、株式等の譲渡所得(第三表、第四表)の税額計算方法についての記載がされている「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き(損失申告用)の P.15」について、2 月 5 日に記載の訂正が行われました。

これに伴い計算の変更が必要になりましたので、Ver.H26.11 を発行いたします。

お手数をお掛けしますが、下記内容をご確認いただき、バージョンアップをお願いいたします。

敬具

記

1. 対応版プログラム (Ver.H26.11) のご提供について

次の日程で対応版プログラム(Ver.H26.11)をご提供いたします。

【CD-ROM 製品をご購入のお客様】

所得税顧問 Ver.H26.1 製品をご購入のお客様に、対応版プログラム(CD-ROM)を送付いたします。

平成 27 年 2 月 12 日(木)より発送予定です。

【マイページからのダウンロード製品をご購入のお客様】

平成 27 年 2 月 9 日(月)の 9 時より対応版プログラムを公開いたします。

マイページよりダウンロードをお願いいたします。

【タビスランドからのダウンロードによるご提供】

平成 27 年 2 月 9 日(月)の 9 時より、弊社「タビスランド」サイトにて対応版プログラムを公開いたします。

CD-ROM 製品ご購入のお客様で、バージョンアップをお急ぎの場合は、お手数ですがダウンロードによる先行入手をお願いいたします。

(ダウンロードページ URL) : <http://www.tabisland.ne.jp/support/Download.nsf/FMList>

弊社ホームページ「タビスランド」 (<http://www.tabisland.ne.jp/>) から
「サポート(Q&A・ダウンロード)」 → 「応援シリーズ」 → 「ダウンロード」
→ 「260.所得税顧問」、または「265.所得税顧問ネットワーク版」を選択

2. 対応内容

株式等の譲渡所得(第三表、第四表)について、未公開分と上場分の両方がある場合の端数処理を変更しました。

変更前 (H26.10)	未公開分と上場分の両方がある場合、 <u>それぞれの金額に対し、端数処理</u> (1,000 円未満切り捨て)を行った後で、税率 (15%) を乗じる。 例) 上場分の所得 : 100,600 円、未公開分の所得 : 50,600 円の場合 ①それぞれを端数処理 ⇒ 100,600 円→100,000 円、50,600 円→50,000 円 ②税率を乗じる ⇒ (100,000 円 + 50,000 円) × 15% = <u>22,500 円</u>
変更後 (H26.11)	未公開分と上場分の両方がある場合、 <u>合算後に端数処理</u> (1,000 円未満切り捨て)を行い、税率 (15%) を乗じる。 例) 上場分の所得 : 100,600 円、未公開分の所得 : 50,600 円の場合 ①合算してから端数処理 ⇒ 151,200 円→151,000 円。 ②税率を乗じる ⇒ 151,000 円 × 15% = <u>22,650 円</u>

以上